

温室効果ガス排出削減事業者の 認定・表彰制度の創設について

令和7年12月
岐阜県環境エネルギー生活部
省エネ・再エネ社会推進課

1 認定・表彰制度の検討経緯

【経緯等】

- ・ 岐阜県地球温暖化防止基本条例で一定規模以上の事業者に対する温室効果ガス排出削減計画書・同実績報告書の作成及び提出を義務化（H21.4施行）
- ・ 岐阜県地球温暖化防止基本条例を岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に改正し評価・公表制度を導入（R3.3公布、評価・公表制度はR4.4施行）
- ・ 岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度検討部会(以下「部会」という。)における評価基準等の検討及び表彰等による顕彰の検討開始（R3～）
- ・ 部会において対象者、基準の検討（R6.1）
- ・ 部会において対象者、基準、評価項目の検討（R6.6）
- ・ 認定・表彰制度の創設（R7.12）

2 ぎふ脱炭素優良事業者認定の概要

【目的】

- ・事業者の意欲向上と更なる取組の推進、及び県内の事業活動に係る地球温暖化対策の普及促進を図る

【対象者】

- ・温室効果ガス排出削減計画書・同実績報告書の提出義務がある「特定事業者」 ※令和6年度末：328事業者

【特定事業者】

- ①前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の事業所を県内に有する事業者
- ②24時間営業を常態とし、前年度の県内事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500KL/年以上の小売業者、サービス事業者
※コンビニ等フランチャイズ事業者の場合は、親業者と加盟業者の県内事業所の合計
- ③使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の台数が前年度の末日において次のいずれかに該当する運輸事業者
※トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上
- ④事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上であって、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量が当該温室効果ガスの種類ごとにCO₂換算で3,000トン/年以上排出する事業場を県内に有する事業者

【認定基準】 次のいずれにも適合する者

- ・計画書、報告書が提出され、その内容が適正である者
- ・計画期間最終年度（3年目）の報告書に対する3つの評価基準※の全てがA評価である者
※排出量の削減率、排出原単位の削減率、排出抑制のために実施した措置の実施率

【認定方法】

- ・令和6年度分の実績報告書を評価し、認定

【特典等】

- ・認定証（美濃和紙製）授与、県ウェブサイト掲載（一覧）

【令和7年度認定者数】

- ・78事業所

3 ぎふ脱炭素トッパー表彰の概要

【目的】

- ・ 温室効果ガス排出削減の取組が特に優れている事業者に対して、その功績をたたえ、他の模範たらしめ、もって地球温暖化防止に関する取組及び活動の進展に資する

【対象者】

- ・ 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づき、温室効果ガス排出削減計画実績報告書を提出している事業者のうち、温室効果ガス排出の抑制の取組が特に顕著な事業者

【選考基準】 次のいずれにも適合する者

- ・ 岐阜県温室効果ガス排出削減事業者認定要領に基づく認定事業者
- ・ 温室効果ガス排出量の削減率が基準年度比で12.6%以上である者
- ・ 別表に定める評価項目及び評価内容の該当項目が4項目以上である者

【選考方法】

- ・ 産業、業務、運輸部門を設定
- ・ 各部門に中小企業枠を設定
- ・ 本部会において評価し、評価点合計が上位の者から順に選考

【特典等】

- ・ 木製表彰盾の授与、事業者PRパネルの展示（20階展望フロア）、事業者の取組内容を紹介する動画作成、新聞広告の掲載 など

【表彰者数】

- ・ 各部門3者程度、全部門の合計が9者程度まで

3 ぎふ脱炭素トッパー表彰の概要

【別表（岐阜県温室効果ガス排出削減事業者表彰実施要領）に定める評価項目及び配点】

○産業・業務部門

評価項目及び評価内容		配点
1	サプライチェーン排出量算定の実施（10点）	
	①原材料製造業者等と連携して、スコープ3を含む排出量の算定を行っている	5点
	②2030年度までのサプライチェーン全体の排出量削減計画を策定・公表している	5点
2	国際的イニシアティブへの参画（10点）	
	①県内に所在する事業所を含むグループ会社全体でRE 100*を実施している（※RE Actionへの加盟も含む）	5点
	②SBTの気候変動イニシアティブに取り組んでいる	5点
3	カーボン・オフセットの実施（10点）	
	①各種クレジット（Jクレジット、Gクレジット）を創出又は購入している	5点
	②非化石証書を購入している	5点
4	自家消費型再エネ・蓄電池・EMSの導入（10点）	
	①事業所において自家消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入、蓄電池又はEMSを導入している	5点
	②再エネ電力100%の電力を利用している	5点
5	建築物における省エネ効果の高い設備導入（10点）	
	①Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの施設を導入している	5点
	②ZEB（年間の一次エネルギー消費量をゼロにすることを目指し、省エネ技術と再生可能エネルギーを組み合わせ、消費するエネルギーを全て賄う）の施設を導入している	5点
6	廃棄物の減量化・再生利用の推進（10点）	
	①廃棄物の減量化や再生利用のために製造工程等の見直しを行っている	5点
	②廃棄物由来の燃料を活用している	5点
7	先進的な取組（20点）	
	上記以外に、脱炭素化の推進に関して進んだ取組を実施している	20点

※部門ごとの評価項目7項目の効果的な取組(排出抑制措置)のうち、4項目以上実施した事業者を合計点数で評価(80点満点)

3 ぎふ脱炭素トッパーランナー表彰の概要

【別表（岐阜県温室効果ガス排出削減事業者表彰実施要領）に定める評価項目及び配点】

○運輸部門

評価項目及び評価内容		配点
1	サプライチェーン排出量算定の実施（10点）	
	①原材料製造業者等と連携して、スコープ3を含む排出量の算定を行っている	5点
	②2030年度までのサプライチェーン全体の排出量削減計画を策定・公表している	5点
2	国際的イニシアティブへの参画（10点）	
	①県内に所在する事業所を含むグループ会社全体でRE 100*を実施している（※RE Actionへの加盟も含む）	5点
	②SBTの気候変動イニシアティブに取り組んでいる	5点
3	カーボン・オフセットの実施（10点）	
	①各種クレジット（Jクレジット、Gクレジット）を創出又は購入している	5点
	②非化石証書を購入している	5点
4	自家消費型再エネ・蓄電池・EMSの導入（10点）	
	①事業所において自家消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入、蓄電池又はEMSを導入している	5点
	②再エネ電力100%の電力を利用している	5点
5	自動車由来の排出削減推進の実施（10点）	
	①電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の導入割合が50%以上である	5点
	②エコドライブ10のすすめ、ノーマイカーの実施、カーシェアリング等を実施している	5点
6	廃棄物の減量化・再生利用の推進（10点）	
	廃棄物の減量化や再生利用のために製造工程等の見直しを行っている	5点
	廃棄物由来の燃料を活用している	5点
7	先進的な取組（20点）	
	上記以外に、脱炭素化の推進に関して進んだ取組を実施している	20点

※部門ごとの評価項目7項目の効果的な取組(排出抑制措置)のうち、4項目以上実施した事業者を合計点数で評価(80点満点)

4 表彰式、今後のスケジュール（予定）

（１）表彰式

○日 時 令和8年2月20日（金）14:00～15:20

○会 場 県庁舎20階 2001会議室～2004会議室

○参加者 被認定事業者、被表彰事業者、評価制度の対象事業者、
関係団体・支援機関ほか

○次 第 ・表彰式（20分）

知事挨拶、認定証授与(各部門代表)、表彰盾授与、記念撮影

・講評（15分）※部会長

・事例発表（被表彰事業者3社×15分）

（２）今後のスケジュール

・12月 被認定・表彰事業者への通知

・1月 記者発表（知事記者会見）

・2月20日 表彰式